

# 官報 号外

昭和六十二年十二月二十五日

## ○第百十一回 参議院 會議 録 追 録

わが国の米軍飛行場周辺における爆音軽減措置に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年十二月八日

参議院議長 藤田 正明殿

喜屋武眞榮

わが国の米軍飛行場周辺における爆音軽減措置に関する再質問主意書

第百十回国会における私の質問に対する政府の答弁内閣参質一〇第五号には不十分な点があるので、以下再質問する。

一 答弁書の「二について」で述べている厚木海軍飛行場及び横田飛行場周辺地域に及ぶ騒音の軽減を図るための措置として、日米合同委員会において、日米両政府間で合意された次の制限や規制等の諸点について、もつと具体的かつ詳細に説明されたい。

- (1) 飛行活動に関する制限
- (2) アフターバーナーの使用規制
- (3) 飛行方法の規制
- (4) 飛行高度の規制
- (5) ジェットエンジン試運転の制限

(6) 消音装置の設置

(7) 操縦士の教育

二 答弁書の「二から四までについて」の中で、政府は、わが国が米軍に提供している飛行場のうち、厚木、横田以外の三沢、岩国、嘉手納の各飛行場等については、「騒音の軽減を図るための措置に関する日米合同委員会合意は存在しないが、米軍は、『厚木海軍飛行場及び横田飛行場におけると同様に、騒音の軽減についてできる限りの措置を講じているものと承知している。』と述べている。

1 なぜ、三沢、岩国、嘉手納の三飛行場については、「騒音の軽減を図るための措置に関する日米合同委員会合意」の形式をとらないのか、その理由を明確に示されたい。

また、なぜ、これらの三飛行場については、厚木、横田の二飛行場と区別した扱いをしているのか。「各々の飛行場に係る運用上の所要」などという抽象的な文言ではなく、具体的かつ個別的にその理由を示されたい。

2 政府は、三沢、岩国、嘉手納の各飛行場については、米軍まかせで、主体性を欠き、単に、米軍は厚木、横田におけると同様に、「騒音の軽減についてできる限りの措置を講

じているものと承知している。」とまるで他人事のようなことを言っている。

では、これら三飛行場において米軍がとっている騒音軽減措置について、次の各項目ごとく、どのように規制されているのか、詳細に説明されたい。

(1) 飛行活動に関する制限

(2) アフターバーナーの使用規制

(3) 飛行方法の規制

(4) 飛行高度の規制

(5) ジェットエンジン試運転の制限

(6) 消音装置の設置

(7) 操縦士の教育

三 答弁書の「五について」で述べられているように、「嘉手納飛行場周辺上空での曲技飛行は米軍の自主的規制」に委ねられているだけで、こと足りると政府は考えているのか。この点に関する政府の見解を示されたい。

また、「米軍は昭和五十九年度以降、(中略)嘉手納飛行場において急上昇、急降下等を伴う飛行訓練を行っている」と承知している。」と述べているが、この訓練については、時間、場所、方法等に何らの制限もなく、全く米軍のなすがままの訓練を許容しているのか、その可否を明らかにされたい。

また、私は、この訓練については、周辺地域住民に及ぶ騒音の軽減及び安全確保の観点から必要な制限をすべきであると考えているが、政府にその用意はあるのか、見解を明らかにされたい。

四 去る十月七日、嘉手納飛行場において実施された米空軍サンダーバーズ飛行隊の展示飛行に

関する政府の答弁には、全く理解に苦しむという域を越えて、憤りさえ覚えるものである。

政府の答弁は、「米軍は同飛行の実施に際しては、その安全性と周辺住民への影響に十分に配慮したものと考ええる。」と述べている。しかし、当日、地元嘉手納町では、一〇七ホンを達する騒音を記録しているのである。これが、周辺住民への影響に十分に配慮した結果なのか。

政府答弁は、現地住民の生の声、心の叫びを十分に実感したものとは、到底考えられない。同時に、十月六日の沖縄県議会による全会一致の「嘉手納飛行場周辺地域上空における曲技飛行禁止に関する決議」に一顧だに与えていない答弁だと言わざるを得ない。政府は、本問題に

関しては、沖縄県民の切実な要望よりは、むしろ米軍の行為により理解を示していると言わざるを得ない。一体、どこの国の政府なのかと言いたい。政府が、沖縄県民の立場に立つて、沖縄県民の心に耳を傾ける心があるならば、この様な無理解な言動は慎んでもらいたい。独善的な親善感覚で望まぬことを強要するところに真の「友好信頼関係の増進」は断じてあり得ないことを日米両政府とも知るべきである。

本問題は、過ぎたことのように見えるが、今後同様なことがあり得るので、次の点の確認を含めて政府の見解を伺いたい。

すなわち、確認したい点とは、去る十月七日に、嘉手納飛行場において実施された米空軍サンダーバーズ飛行隊の展示飛行(曲技飛行)のごときは、前記の日米合同委員会合意との関連において、厚木海軍飛行場及び横田飛行場におい

昭和六十二年十二月二十五日 参議院会議録 追録

ても実施可能か否かである。  
右質問する。

昭和六十二年十二月二十二日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出わが国の米軍飛行場周辺における爆音軽減措置に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出わが国の米軍飛行場周辺における爆音軽減措置に関する再質問に対する答弁書

一について

日米合同委員会において合意されている厚木海軍飛行場及び横田飛行場における騒音の軽減を図るための措置の概要は、別紙一及び別紙二のとおりである。

二について

三 飛行場、岩国飛行場及び嘉手納飛行場における騒音の軽減を図るための措置は、米軍が、その自主的判断に基づき執っているものであり、政府としてその内容を明らかにする立場にないが、いずれにせよ、米軍は右飛行場においても厚木海軍飛行場及び横田飛行場におけると同様に各々の飛行場に係る運用上の所要を勘案した上で、できる限りの措置を講じてきており、と承知しているところであり、日米合同委員会における合意を要するとは必ずしも考えない。

三について  
米軍は嘉手納飛行場において運用上の所要を勘案しつつ飛行の安全性と周辺住民への影響に

十分に配慮して訓練を実施しているものと考え

政府としては、今後とも米軍に対し、騒音の軽減及び安全確保に努めるよう機会あるごとに申し入れる考えである。

四について

政府としては、御指摘の日にサンダーバズ飛行隊が行った飛行の詳細について承知していないので、答弁し得ない。

別紙一

厚木海軍飛行場における騒音軽減を図るための措置(概要)

一 飛行活動に関する制限

(1) 午後十時から午前六時までの間、すべての活動(飛行及びグループ・ラン・アップ)は、運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き、禁止される。

(2) 訓練飛行は日曜日には最小限にとどめる。

二 アフターバーナーの使用規制

アフターバーナーの使用については、騒音を必要最小限にとどめるよう規制されている。

三 飛行方法の規制

(1) 離陸及び着陸の間を除き、厚木海軍飛行場からの航空機は、人口稠密地域の上空を低空で飛行しない。

(2) 厚木海軍飛行場からの航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で、高音を発する飛行を行ったり、あるいは他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない。

(3) 厚木海軍飛行場からの航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において曲技飛行及び空中

戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションは、その限りではない。右は、合衆国海軍が指定された空対空訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には適用しない。

(4) 空母着艦訓練(キャリア・ランディング・ブランク・ティス)あるいは反射鏡利用による空母着艦訓練(ミラー・ランディング・ブランク・ティス)のための航空機は、場周経路(トラフィック・パターン)にあつては二機に制限される。

(5) 空母着艦訓練及び反射鏡利用による空母着艦訓練の巡航速度は、マッハ一未満にとどめる。

四 飛行高度の規制措置

離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練あるいは反射鏡利用による空母着艦訓練のための航空機は、特定のタイプの訓練を必要とする場合を除き、平均海面上一、六〇〇フィート以下で飛行はしない。特殊の訓練は、訓練の必要に見合った必要最小限にとどめるものとし、かつ、そのパターンは、平均海面八〇〇フィート以下は通らない。

五 ジェットエンジン試運転の制限

運用能力又は態勢が損なわれる場合を除き、ジェットエンジンは、午後六時から午前八時までの間、試運転されない。

六 消音装置の設置

ジェットエンジンテストスタンド又はテストセル地区におけるジェットエンジンテストの実施に当たっては、厚木海軍飛行場は、実行可能なだけ早い時期に効果的な消音器を装備

し、それを騒音軽減のために使用する。

七 操縦士の教育  
厚木海軍飛行場のすべての操縦士は、周辺社会に多くの影響を与えている航空機騒音問題について、できるだけ多くの機会に、十分な教育を受けるものとする。

別紙二  
横田飛行場における騒音軽減を図るための措置(概要)

一 飛行活動に関する規制  
夜間訓練飛行は、最小限にとどめ、毎夜できるだけ早い時刻に終了させるようにする。

二 アフターバーナーの使用規制  
アフターバーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速やかに、上昇を行い、安全高度と安全速度に達し次第アフターバーナーの使用を停止しなければならない。ただし、任務達成のため必要とされる場合又は運用上やむを得ない場合は除く。

三 飛行方法の規制  
(1) 横田飛行場周辺においては、すべての航空機の速度は、マッハ一未満に制限する。

(2) 航空機の騒音対策として、人口稠密地域を避けるため、すべての種類の航空機の進入・発進ルートを含む航空機離着陸パターンについて、合衆国空軍当局は検討を行う。

(3) 横田飛行場区域においては、曲技飛行を禁止する。

四 飛行高度の規制措置  
横田飛行場地域の上空を飛行する際は、すべてのジェット機は、最低高度二、〇〇〇フィートを維持し、また、在来機については、一、五〇〇

フィートを維持し、また、在来機については、一、五〇〇

フィート以下の高度をとることを禁止する。  
五 ジェットエンジン試運転の制限

消音装置が設置されるまでは、運用上必要とされる場合又は緊急の場合を除き、ジェットエンジンテストは、土曜日、日曜日は全面的に禁止され、また、月曜日から金曜日の間は午後六時から午前七時まで禁止される。

六 消音装置の設置

横田飛行場にジェットエンジンの地上テストで発生する騒音を減少させるため消音装置を設置する。

七 操縦士の教育

各飛行に先立ち、操縦士及び乗組員に対して実際の騒音軽減措置について指示する等引き続き十分な教育を行う。

在日米軍に対する連絡官派遣状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年十二月十一日

志 吉 裕

参議院議長 藤田 正明殿

在日米軍に対する連絡官派遣状況に関する質問主意書

私は第百九回国会に「日米防衛協力の進捗状況に関する質問主意書」を提出したが、私はその中で、米軍部隊に対する自衛隊の連絡官の派遣状況について、

「五 留学以外の目的で現在米軍の部隊、機関

等(日本国内を含む)に出張している自衛隊員について、次のことを明らかにされたい。」として、出張先部隊名、人数等を質問した。

ところが、質問でわざわざ「(日本国内を含む)」としているにもかかわらず、答弁書(内閣参賛一〇九第一六号)では、アメリカ本土へ派遣している者を明らかにしただけで、日本国内の米軍部隊に対して派遣されている者については答弁がなかった。

そこで改めて質問する。

現在、日本国内に駐留している米軍の部隊、機関等において勤務についている自衛隊員について、次のことを明らかにされたい。

- 1 当該部隊、機関等の名称及び場所。
- 2 当該部隊、機関等ごとの自衛隊員の所属別人数及び最上級者の階級。
- 3 それぞれについて、最初に自衛隊員が勤務するようになった年月日。
- 4 それぞれの目的。

昭和六十二年十二月二十五日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員志吉裕君提出在日米軍に対する連絡官派遣状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員志吉裕君提出在日米軍に対する連絡官派遣状況に関する質問に対する答弁書

日本国内に駐留している米軍の部隊、機関等が

所在する施設において、現在勤務している自衛隊員は、別表のとおりである。

別表

| 施設名              | 人数(所属・最上級者の階級)          | 最初に勤務する年月日   | 目的          |
|------------------|-------------------------|--------------|-------------|
| 横 浜 ノース・ドック(横浜市) | 16名(陸上自衛隊中隊・1等陸尉)       | 昭. 30. 10. 1 | FMS等関連業務    |
| 横 須 賀 海軍施設(横須賀市) | 7名(海上幕僚監部・1等海佐及び自衛隊司令)  | 昭. 54. 10. 2 | 在日米海軍との連絡調整 |
| 横 田 飛 行 場(福生市)   | 2名(航空幕僚監部・1等空佐及び航空総隊司令) | 昭. 61. 7. 16 | 在日米空軍との連絡調整 |

(注) 1 昭和62年11月30日現在  
2 FMS(有償援助)とは、米国政府が武器輸出管理法に基づき、友好国政府等に対して、有償で行う軍事援助をいう。

経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本法律案については、第百十回国会開会中及び同開会後において資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

国際開発協力基本法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

外務委員長 森山 眞弓

参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本法律案については、第百十回国会開会中及び同開会後において、資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

抵当証券業の規制等に関する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

大蔵委員長 村上 正邦

参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年十二月二十五日 参議院会議録 審査報告書(継続案件) 調査報告書(継続事件)

#### 経過の概要

本法律案は、第百九回国会に提出され、同国会において資料の収集を行つたものであるが、第百十回国会において引き続き資料の収集等を行つた。

さらに、閉会中においても資料の収集等を行つたが、審査を終了するに至らなかつた。

#### 審査報告書

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(第百九回国会参第一号)(継続案件)

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百九回国会参第二号)(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

文教委員長 田沢 智治

参議院議長 藤田 正明殿

#### 経過の概要

本法律案については、第百十回国会において、資料の収集等を行つたが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。

#### 審査報告書

育児休業法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて

#### 経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

#### 経過の概要

本法律案については、第百十回国会開会中及び閉会後において資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

#### 審査報告書

昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決算書(継続案件)

昭和六十年年度国有財産増減及び現在額總計算書(継続案件)

昭和六十年年度国有財産無償貸付状況總計算書(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

決算委員長 橋山 篤

参議院議長 藤田 正明殿

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中においては、その会期が短期間のため、審査を行うに至らなかつた。

同国会閉会中においては、表記の件に関し、関係大臣、政府当局及び参考人の出席を求め、厚生省、環境庁、環境衛生金融公庫、自治省、警察庁

及び公営企業金融公庫の決算について審査を行つたほか、鋭意資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

#### 審査報告書

昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為總調査(その1)(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

決算委員長 橋山 篤

参議院議長 藤田 正明殿

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中においては、その会期が短期間のため、審査を行うに至らなかつた。

同国会閉会中においては、表記の件に関し、鋭意資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

#### 審査報告書

宇宙開発基本法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

科学技術特別委員長 飯田 忠雄

参議院議長 藤田 正明殿

#### 経過の概要

本法律案については、第百十回国会開会中及び閉会後において資料の収集等を行うにとどまり、

審査を終了するに至らなかつた。

#### 調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、主として資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

#### 調査報告書

国の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、主として資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

## 調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

地方行政委員長 谷川 寛三

参議院議長 藤田 正明殿

## 経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一環として、第百十回国会開会中において、風俗営業等に関する制度及び運用について調査検討を行う風俗営業等に関する小委員会を設置するとともに、同国会閉会後においては、関係資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかつた。

## 調査報告書

檢察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

法務委員長 三木 忠雄

参議院議長 藤田 正明殿

## 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中においては、檢察及び裁判の運営等に関する調査に關し、適宜関係資料の収集等に努め、同国会閉会後においては、福岡県及び長崎県に委員を派遣して、司法行政及び法務行政に関する管内概況並びに裁判所及

び法務省関係の庁舎施設及び宿舍の管轄状況等の調査を行うとともに、関係資料の収集、検討等を行ったが、その対象が広範多岐にわたるため、本件調査を終了するに至らなかつた。

## 調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

外務委員長 森山 眞弓

参議院議長 藤田 正明殿

## 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後、国際情勢等に関する当面の諸問題について資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

## 調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

大蔵委員長 村上 正邦

参議院議長 藤田 正明殿

## 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中、租税及び金融等に関する各種調査資料の収集を行った。次いで、閉会後においても、資料の収集検討に

努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

## 調査報告書

教育、文化及び學術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

文教委員長 田沢 智治

参議院議長 藤田 正明殿

## 経過の概要

本委員会は、第百十回国会において、教育、文化及び學術に関する調査に關し、資料を収集する等の調査を進めた。

また、同閉会中においても、引き続き資料の収集等を行うとともに、秋田県及び長崎県の二地方に対し委員派遣を行った。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

## 調査報告書

社会保障制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

## 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに

至らなかつた。

## 調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

## 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

## 調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

農林水産委員長 岡部 三郎

参議院議長 藤田 正明殿

## 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中においては会期が短期間であつたため、本件に關し、資料の収集を行うにとどまつた。

同閉会後は、長崎・宮崎両県及び山形・福島両県にそれぞれ委員を派遣し、農林水産業の実情調査を行うとともに、当面の農林水産行政に關し、資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象

昭和六十二年十二月二十五日 参議院會議録追録 調査報告書(継続事件)

が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかった。

#### 調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿 商工委員長 大木 浩

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、資料の収集整備に努める等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

#### 調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿 運輸委員長 中野 鉄造

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

#### 調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿 通信委員長 上野 雄文

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

#### 調査報告書

建設事業及び建設計画等に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿 建設委員長 村沢 牧

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

#### 調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿 予算委員長 原文兵衛

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

#### 調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿 決算委員長 穂山 篤

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中においては、その会期が短期間のため、調査を行うに至らなかった。

同国会開会中においては、表記の件に関し、昭和六十年年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集を行う等、調査を進めてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

#### 調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿 科学技術特別委員長 飯田 忠雄

#### 経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、主として資料の収集整備を行った。

なお、閉会後は、科学技術振興対策樹立に関する調査のため、福井県、岐阜県及び愛知県に委員を派遣する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

#### 調査報告書

公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

参議院議長 藤田 正明殿 環境特別委員長 松尾 官平

経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後、資料の収集を行ったほか、閉会後、自然環境保全、スパイクタイヤ粉塵対策等に関する実情調査のため、岩手県及び宮城県に委員を派遣する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

災害対策特別委員長 梶原 敬義  
参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中、昭和六十二年台風第十九号及びその後の低気圧による災害について国土庁当局から報告を聴取した。閉会後においては、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

選挙制度に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

選挙制度に関する特別委員長 降矢 敬義  
参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 川原新次郎  
参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中において、派遣委員から報告を聴取したほか、開会中及び閉会後において資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

土地問題等に関する特別委員長 河本嘉久蔵  
参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本委員会は、第百十回国会開会中、関係資料の収集に努めた。

閉会後においては、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する件について、奥野国務大臣、宮澤大蔵大臣、越智建設大臣、梶山自治大臣及び関係府当局に対し質疑を行うとともに、東京都内の視察を行ったほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

外交・総合安全保障に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

外交・総合安全保障に関する調査会長 加藤 武徳  
参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本調査会は、第百十回国会において、外交・軍縮小委員会、安全保障小委員会及び国際経済・社会小委員会を設置した。

また、開会中及び閉会後において、外交・総合安全保障に関する資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国民生活に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ

経過の概要

本調査会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、国民生活に関する資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

つて経過の概要を添えて報告する。

調査報告書

産業・資源エネルギーに関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月二十六日

産業・資源エネルギーに関する調査会長 大木 正吾  
参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本調査会は、第百十回国会開会中及び閉会後において、産業と資源エネルギーに関する諸問題の実情調査のため、熊本県、長崎県へ委員派遣を行ったほか、産業・資源エネルギーに関する資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

つて経過の概要を添えて報告する。

調査報告書

国民生活に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ

昭和六十二年十二月二十五日 参議院會議録 第百八回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

昭和六十二年十二月十一日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第百八回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第百八回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれ

の請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

内閣受理件数 処理案決定件数  
第百八回国会 二六三件 二六三件

| 件名                                                                       | 主省      | 請願に対する処理要領                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 台湾人元日本兵等に対する補償措置の早期実現に関する請願(第四九号)                                        | 総理府(本府) | 本年九月二十九日、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律(昭和六十二年法律第百五号)が公布されたところであり、政府としては、本法律にのっとり、逐次所要の措置を執つていくこととしている。    |
| 台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第二一〇号)                                              | 同       | 本年九月二十九日、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律(昭和六十二年法律第百五号)が公布されたところであり、政府としては、本法律にのっとり、逐次所要の措置を執つていくこととしている。    |
| 引揚者在外財産の補償の法的措置に関する請願(第二二三四・二三三・二三七・二三三八・二三九・二二四〇・二二四一・二二四二・二五二三・二五二四・二七 | 同       | 在外財産問題については、第三次在外財産問題審議会の「在外財産の喪失について国に法律上の補償義務はないが、政策的な配慮に基づき特別措置として引揚者に特別交付金を支給することによつて、在外財産問題に終止符を打つこ |

九五・二九二四・二九二五・三二〇・三三三六・五六四八・六一八三・六三六〇・七二三五号)

旧軍人恩給資格者に対する特別給付金支給法の早期立法に関する請願(第三一〇号)

傷病恩給等の改善に関する請願(第五八一三・五八一四・六一八五・六一八九・六二八四・六二八五・六三六一・六四四〇・六六六三・六七七〇・六九八六・六九八七・七二二二・七五二三号)

同(総務庁)

とが適切である。」との答申(昭和四十一年)の趣旨にのっとり、昭和四十二年にこの問題の最終的な解決を図る旨を閣議決定し、引揚者等に対する特別交付金の支給措置を講じた。これにより、在外財産問題は最終的に処理されたものとして考えてきたところである。

なお、在外財産問題などに関し、先の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿つて、特別の基金を創設し、関係者の労苦を慰撫する等の事業を行うことについて、鋭意検討を行つているところである。

恩給資格者問題等に関しては、先の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿つて、特別の基金を創設し、関係者の労苦を慰撫する等の事業を行うことについて、鋭意検討を行つているところである。

なお、恩給制度は、旧軍人等一定の身分を有する公務員が一定年限以上勤務した場合に年金等の給付を行うものであるから、年金恩給受給資格に該当しない者に対し、お示しのような措置を講ずることはできない。

一 重度戦傷病者に支給する傷病恩給の年額の増額については、重症者優遇の趣旨から特別加給を設ける等従来からその処遇の充実に配慮しているところであるが、今後とも適切に対処してまいりたい。

二 扶助料の年額は、公務員が生前受けていた恩給の種類、その死亡原因等に応じて定められていたものであり、重度戦傷病者の妻であつたということだけで、その扶助料の年額に



私学助成の充実に関する請願(第四九五号)

同

保育所制度の充実に関する請願(第四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇)

厚生省

観点から、その予算の充実を図つてきており、芸術祭や国民文化祭等の開催、芸術関係団体への補助、公立文化施設の建設への補助、文化財の保存・活用への補助等により、国民の各種の文化活動の振興について努力しているところである。

私立学校に対する助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性にかんがみ、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、従来から経常費補助を中心にその推進に努めてきているところである。

一 保育所は、保育に欠ける乳児又は幼児を措置し、保育することを目的とする児童福祉施設である。

今後とも、児童の福祉のために、その充実に努力してまいりたい。

二 保育所措置費については、昭和六十二年度においても業務省力化等勤務条件改善費及び児童の一般生活費の増額を行う等の所要の措置を講じているところである。

三 保育所保育単価の定員区分については、地域区分、年齢区分等と併せて、現在適正な区分設定を行っているところである。

四 乳児については、基本的には、育児休業(職)制度等家庭において保育し得るような条件の整備に努める必要があると考えている。やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、乳児保育特別対策の充実に努めてきているところである。

保育制度の維持、充実に関する請願(第一五三・五五二号)

同

五 障害児の保育対策については、障害児四人に保母一人の配置を内容とする障害児保育事業の助成対象児童数の増員等に努めてきており、昭和六十二年においても、その拡充を図つていくところである。

六 延長保育については、昭和五十六年度以来毎年その拡充に努めてきており、今後とも実施拡大に努めてまいりたい。

七 夜間保育については、昭和五十六年度以来毎年その拡充に努めてきており、今後とも実施拡大に努めてまいりたい。

八 乳幼児健全育成相談事業については、毎年その充実に努めてきており、今後とも実施拡大に努めてまいりたい。

九 保育所における児童の保育に要する経費については、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。

今後とも適正な費用徴収の実施に努めてまいりたい。

一 保育所は、保育に欠ける乳児又は幼児を措置し、保育することを目的とする児童福祉施設である。

今後とも、児童の福祉のために、その充実に努力してまいりたい。

二 保育所における児童の保育に要する経費については、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。

今後とも適正な費用徴収の実施に努めてまいりたい。

三 保育所の最低基準については、入所者の処遇の低下を来さないよう配慮しつつ、弾力的運用が図れるよう改善を図つたところである。

—

岡

同

なお、国立病院・療養所の再編成計画においても、腎不全等の分野における高度先駆的医療

については、これを国の医療政策として特に推進すべき医療として位置づけ、現在全国の腎移植に関する中核的施設(腎移植センター)としての機能を有する国立佐倉病院を腎不全等の基幹施設として整備することとしている。

脊髄障害等については、従来から精神・神経疾患研究委託費により研究を行っており、昭和六十二年度からは、「脊椎・脊髄の発生異常に基づく神経機能障害の治療及び予防に関する研究」の中で脊髄障害の治療に関する研究に取り組んでいるところである。

同

同

小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第七四九六・七五〇四・七五〇八・七五〇九・七五一〇・七五一一・七五一二・七五二一・七五六九・七五七〇・七五七一・七五七二・七五七三・七五七四・七五七五・七五七六号)

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第三三六二・三三六三・三三五一七・三五一八・五八一七・六四五八・六四五九・六五一一・六五二八・六五七四・六六七二・六七二九・六七六六・六八六七・六八八八・六九五六・七〇一二・七〇一三・七〇一四・七〇一六・七〇二二・七〇三〇・七二二一・七二八四・七三〇〇・七三五〇・七三五二・七三五三・七四一八・七四四八・七四九四・七五五六・七五五七・七五五八・七五五九・七五八五号)

一 いわゆる小規模障害者作業所については、昭和六十二年度予算において、事業の継続性や利用者の処遇の確保が期待できる等の一定の条件を備えた二九一箇所の事業所に対して助成を行うこととしており、今後ともその趣旨に即して適切に対処してまいりたい。

二 精神薄弱者、身体障害者及び精神障害者の小規模居住施設については、精神薄弱者福祉ホーム(定員十名程度)、身体障害者福祉ホーム(定員十名程度)、精神障害者福祉ホーム(定員十名程度)及び精神障害者援護寮(定員二十名程度)に対する助成を行っているところである。

米の貿易自由化阻止並びに食糧管理法の堅持、水田農業確立のための施策拡充に関する請願(第三二一号)

農林水産省

十名程度)に対する助成を行っているところである。

三 各種授産施設については、従来からその整備に努めているところである。なお、精神薄弱者、身体障害者及び精神障害者には、それぞれ障害の特性による大きな相違があり、その処遇に当たっては、指導技術や建物の設備、構造等についてそれぞれの特性に応じた配慮が必要である。このため、従来からそれぞれ専門の施設により対応しているところであり、障害の種類が異なつた者の同一施設の利用については、精神薄弱者、身体障害者及び精神障害者の福祉の観点から、慎重に検討する必要がある。

一 国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米については、昭和六十一年十一月の農政審議会報告を尊重し、生産性の向上と構造改善を図りつつ、国会における米の需給安定に関する決議等の趣旨を体し、自給する方針を堅持していく考えである。

二 食糧管理制度については、「国民の主食である米を政府が責任を持つて管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、また、消費者に対しては安定的にその供給責任を果たす」という制度の基本は今後も堅持しつつ、昭和六十一年十一月の農政審議会報告を尊重し、事情の変化に即応して、国民各界各層の理解が得られるよう適切な運営面での改善を図ってまいりたい。

三 水田農業確立対策の着実な推進を図るため、土地基盤の整備、農業近代化施設の導入

国民食料の確保と農業政策の確立  
同  
に関する請願(第二五一六号)

等の各種助成、制度資金の貸付け、転作物物に係る生産、価格、流通対策等あらゆる関連施策を積極的に活用している。

一 国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米については、昭和六十一年十一月の農政審議会報告を尊重し、生産性の向上と構造改善を図りつつ、国会における米の需給安定に関する決議等の趣旨を体し、自給する方針を堅持していく考えである。

二 食糧管理制度については、「国民の主食である米を政府が責任を持って管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、また、消費者に対しては安定的にその供給責任を果たす」という制度の基本は今後とも堅持しつつ、昭和六十一年十一月の農政審議会報告を尊重し、事情の変化に即応して、国民各界各層の理解が得られるよう適切な運営面での改善を図ってまいりたい。

三 食料の供給については、国民の納得し得る価格での安定供給及び国内の供給力の確保に努めることを基本として、与えられた国土条件等による制約の下で可能な限り生産性向上を図ることを中心に、主要農産物の需給及び価格の安定、食品流通の効率化、食品の安全性の確保等各般の施策を総合的に推進してきているところである。

四 食料は国民生活にとつて最も基礎的な物資であり、国民にその安定供給を図っていくことは、農政の基本的役割である。

このため、国内の供給力の確保を図りつつ、国民の納得し得る価格での食料の安定供

国民の食料を守り、農業再建に関する請願(第三一二八・三二七・八・三七一一号)  
同

給に努めることを基本として、与えられた国土条件等による制約の下で可能な限り生産性向上を図ることを中心に、備蓄の実施、価格政策の適切な運用等各般の施策を総合的に推進してきているところである。

五 水田は我が国の農業生産力の基幹であり、我が国農業の長期的な発展の基礎を築くためには、生産性の高い水田農業を確立することが重要である。

このため、昭和六十二年度から、水田農業確立対策、農業生産体質強化総合推進対策等を実施し、稲作と転作とを通じた生産性の向上、地域輪作農法の確立等を図っているところである。

六 都市近郊における適正かつ合理的な土地利用を図るため、今後とも国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、集落地域整備法等に基づく各種土地利用計画制度の適切な運用を図ってまいりたい。

一 国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米については、昭和六十一年十一月の農政審議会報告を尊重し、生産性の向上と構造改善を図りつつ、国会における米の需給安定に関する決議等の趣旨を体し、自給する方針を堅持していく考えである。

二 食糧管理制度については、「国民の主食である米を政府が責任を持って管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、また、消費者に対しては安定的にその供給責任を果たす」という制度の基本は今後と

も堅持しつつ、昭和六十一年十一月の農政審議会報告を尊重し、事情の変化に即応して、国民各界各層の理解が得られるよう適切な運営面での改善を図つてまいりたい。

三 食料の供給については、国民の納得し得る価格での安定供給及び国内の供給力の確保に努めることを基本として、与えられた国土条件等による制約の下で可能な限り生産性向上を図ることを中心に、主要農産物の需給及び価格の安定、食品流通の効率化、食品の安全性の確保等各般の施策を総合的に推進してきているところである。

四 食料は国民生活にとつて最も基礎的な物資であり、国民にその安定供給を図つていくことは、農政の基本的役割である。

このため、国内の供給力の確保を図りつつ、国民の納得し得る価格での食料の安定供給に努めることを基本として、与えられた国土条件等による制約の下で可能な限り生産性向上を図ることを中心に、備蓄の実施、価格政策の適切な運用等各般の施策を総合的に推進してきているところである。

五 水田農業確立対策は、我が国農業生産力の基幹であり国土の保全の観点からも重要な役割を担っている水田についてその利用形態を望ましいものに誘導し、需要に応じた米の計画生産を図ることを目的とするものであり、長期的な観点から農業の将来を見通して農業の生産構造を転換していくための対策である。

本対策の推進に当たつては、今後とも農業、稲作生産を担う地域、担い手層において米生産の大宗が担われるよう配慮していると

国民の食糧を守り、農業の再建に関する請願(第三四四一号)

同

ころである。

六 都市近郊における適正かつ合理的な土地利用を図るため、今後とも国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、集落地域整備法等に基づき各種土地利用計画制度の適切な運用を図つてまいりたい。

一 国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米については、昭和六十一年十一月の農政審議会報告を尊重し、生産性の向上と構造改善を図りつつ、国会における米の需給安定に関する決議等の趣旨を体し、自給する方針を堅持していく考えである。

二 食糧管理制度については、「国民の主食である米を政府が責任を持って管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、また、消費者に対しては安定的にその供給責任を果たす」という制度の基本は今後も堅持しつつ、昭和六十一年十一月の農政審議会報告を尊重し、事情の変化に即応して、国民各界各層の理解が得られるよう適切な運営面での改善を図つてまいりたい。

三 食料は国民生活にとつて最も基礎的な物資であり、国民にその安定供給を図つていくことは、農政の基本的役割である。

このため、国内の供給力の確保を図りつつ、国民の納得し得る価格での食料の安定供給に努めることを基本として、与えられた国土条件等による制約の下で可能な限り生産性向上を図ることを中心に、備蓄の実施、価格政策の適切な運用等各般の施策を総合的に推

違法有線音楽放送事業者に対する  
法的対策に関する請願(第一三〇  
六・一四二一・一五三三・二三三  
一・二二三三・六二八〇号)

郵政省

進んできているところである。

有線音楽放送の正常化を図るため、昭和五十  
八年、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関す  
る法律を改正し、道路法の許可等を受けないで  
設置されている設備又は所有者等の承諾を得な  
いで電柱等に設置されている設備によつて有線  
ラジオ放送の業務を行つてはならないことと  
し、これに違反したときは郵政大臣は業務の停  
止を命じることができると、さらにこの命令  
に違反した者は六箇月以下の懲役又は五万円以  
下の罰金に処するといふ厳正な措置をとりうる  
こととされた。

政府としては、違法に設備を設置して業務を  
行う有線音楽放送事業者に対しては、法にのつ  
たり厳正な対処を行つてきたところであり、今  
後とも有線音楽放送の正常化への努力を重ねて  
まいりたい。

雇用対策に関する請願(第二 労働省  
号)

雇用創出の対策と失業の防止対策について

は、地域雇用開発等促進法に基づき、雇用情勢  
の厳しい地域を雇用開発促進地域、特定雇用開  
発促進地域又は緊急雇用安定地域に指定し、地  
域雇用開発助成金の活用により地域における雇  
用開発の促進を図っているほか、雇用調整助成  
金の活用による失業の予防等地域の実情に応じ  
た対策を講じているところである。

雇用確保対策の強化に関する請願  
(第四九五五号)

同

地域における離職者等に対する雇用確保対策  
については、地域雇用開発等促進法に基づき、  
雇用情勢の厳しい地域を雇用開発促進地域、特  
定雇用開発促進地域又は緊急雇用安定地域に指

重度身体障害者に対する地方行政  
改善に関する請願(第六三五一・  
六四四二・六四四三・六五〇三・  
六五二〇・六六二八・六六六四・  
六七二〇・六七五八・六八五八・  
六八八〇・六九四六・六九八八・  
六九九九・六九九〇・七二二八・  
七一九四・七二一四・七二二五・  
七二七六・七二九二・七三二六・  
七三二七・七三二八・七四一〇・  
七四四〇・七四八六・七五二四・  
七五二五・七五二六・七五二七・  
七五七七号)

自治省

定し、地域雇用開発助成金の活用により地域に  
おける雇用開発の促進を図っているほか、失業  
の予防、離職者の再就職の促進及び求職中の生  
活の安定等地域の実情に応じた対策を講じてい  
るところである。また、障害者に対する雇用確  
保対策については、公共職業安定所において、  
事業主に対し公共職業安定所への障害者の解雇  
届出制度の履行の徹底を図り、解雇に関する情  
報を把握した場合には、障害者が安易に解雇さ  
れることのないよう事業主を指導するとともに  
に、解雇された障害者については、その者に適  
した求人開拓を実施する等により再就職の場の  
早期確保に努めているところである。

身体障害者等に係る災害時の避難体制の確立  
については、従来から最優先の施策として防災  
週間等における防災訓練や、春・秋の全国火災  
予防運動等あらゆる機会をとらえ、これら身体  
障害者等に対する安全避難の指導、近隣住民に  
対する協力の呼びかけ等を地域の実情に応じて  
実施するよう関係機関を指導しているところで  
あり、今後とも連携を一層密にして、その実効性  
があがるよう努めてまいりたい。

昭和六十二年十二月二十五日 参議院会議録追録

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤 正  
兄 ニ セ 合意された 合意される  
モ 一 から 終わり 老人保健医療費 退職者医療制度

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
大蔵省印刷局  
官報課 タイヤルイン  
定価 一 〇 〇 円